

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

雲仙市は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長崎県雲仙市長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>雲仙市は、児童福祉法、身体障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等の通所給付申請を受けて、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障害児支援利用計画案を勘案して支給の要否を決定する。 また、支給決定に係る児童が、支給決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療・障害児入所医療を受けたときは、当該医療に要した費用について肢体不自由児通所医療費・障害児入所医療費を支給する。 その他、児童通所支援の申請にあたっての障害児相談支援給付費の申請受付・支給、高額障害児通所給付費の支給等を行う。・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所・費用の徴収を行う。・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給、その他、資格喪失届、その他変更届等を行う。・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給可否の判断を行い、支給決定された方に、決定通知書とともに障害福祉サービス受給者証を通知する。 また、地域生活支援事業では、障害のある人が、その有する能力や適性に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が中心となり創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組みを行なう。 <p>番号法の別表第二に基づいて、雲仙市は、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害児福祉ファイル (2)障害者福祉サービス (3)自立支援給付ファイル (4)特別障害者手当等ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、41、47、84の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条、第12条、第25条、第32条、第38条、第60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :8、11、12、16、20、22、26、53、56の2、57、87、108、109、116、120の項</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第3号ホ、第10条第2号イ・ロ第3号イ・ホ第4号イ・ニ、第12条第1号イ・ニ第2号イ・ハ第4号イ・ニ第5号イ・ニ第6号ハ・ニ第8号イ・ニ、第14条第1号ニ第2号ニ、第19条第1号チ第2号チ第3号チ第4号チ第5号チ第6号チ、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第1号ヲ・ト第2号ヲ・ト、第31条第1号イ・ヘ第2号イ・ホ第5号イ・ヘ、第44条第1号ヘ・チ第2号ヘ・チ第3号ヘ・チ第4号ヘ・チ第5号ヘ・チ第6号ヘ・チ、第55条第1号イ・ホ第2号イ・ハ第5号ハ第6号ハ第8号ハ第9号ニ、第59の2の2条第1号イ・ニ第2号イ・ニ第3号イ・ニ第4号イ・ニ第5号イ・ニ第6号イ・ニ第7号イ・ニ第8号イ・ニ第9号イ・ニ第10号イ・ニ第11号イ・ニ第12号イ・ニ</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :10、11、12、16、20、53、61、62、67、68、85、108、109、110の項</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第9条、第10条、第10の2条、第12条、第14条、第27条、第32条、第33条、第38条、第38の2条、第43の3の2条、第55条、第55の2条、第55の3条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	雲仙市役所 総務部 人事課 人事行政班 〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-38-3111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	雲仙市役所 健康福祉部 福祉課 障害班 〒854-0492 住所:長崎県雲仙市千々石町戊582番地 電話:0957-36-2500

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	I-5-①	市民福祉部 福祉課	健康福祉部 福祉課	事後	
平成29年4月7日	I-5-②	課長 長田 幸男	課長 奥野 隆	事後	
平成29年4月7日	I-7	政策企画課 広報班	総務部 人事課 人事行政班	事後	
平成29年4月7日	I-8	雲仙市役所 市民福祉部 福祉課 障害福祉班	雲仙市役所 健康福祉部 福祉課 高齢障害班	事後	
平成29年7月20日	II-1	平成27年6月22日 時点	平成29年7月20日 時点	事後	
平成29年7月20日	II-2	平成27年6月22日 時点	平成29年7月20日 時点	事後	
平成29年9月20日	I-3	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第8条第1号、第2号、第3号、第4号</p> <p>・別表第一省令第12条第1号、第2号</p> <p>・別表第一省令第38条第1号、第2号、第3号</p> <p>・別表第一省令第60条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、41、47、84の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <p>・別表第一省令第8条、第12条、第25条、第32条、第38条、第60条</p>	事後	
平成29年9月20日	I-4-②	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「市町村長」及び「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、56の2、87、116の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(16、56の2、116の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項)</p> <p>：第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報」が含まれる項(26、56の2、87の項)</p>	<p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>：8、9、11、12、16、17、20、22、26、53、56の2、57、87、108、109、116、119の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>：第7条第2号ニ第3号ホ、第10条第1号イ・ニ第2号イ・ロ第3号イ・ホ、第12条第1号イ・ハ第2号イ・ロ第4号イ・ニ第5号イ・ハ第6号ハ・ロ第8号イ・ニ、第14条第1号ハ第2号ハ、第19条第1号ヘ・チ・ワ第2号ヘ・チ・ワ第3号ヘ・チ・ワ第4号ヘ・チ・ワ第5号ヘ・チ・ワ第6号ヘ・チ・ワ、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第1号第3号第7号第11号第12号、第31条第1号イ・ハ第2号イ・ホ、第44条第1号ヘ・チ・ワ第2号ヘ・チ・ワ第3号ヘ・チ・ワ第4号ヘ・チ・ワ第5号ヘ・チ・ワ第6号ヘ・チ・ワ、第55条第1号イ・ホ第2号イ・ハ第4号第5号ハ第7号イ・ハ、第59の2条第1号イ・ニ、第2号イ・ニ代3号イ・ニ第4号イ・ニ情</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月20日	I-4-②	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(12の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(20の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号	(別表第二における情報照会の根拠) :10、11、12、16、20、53、61、62、67、68、85、108、109、110の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第9条、第10条、第10の2条、第12条、第14条、第27条、第32条、第33条、第38条、第38の2条、第43の3の2条、第55条、第55の2条、第55の3条	事後	
平成30年10月1日	I-5-②	課長 長田 幸男	福祉課長	事後	
令和1年6月30日	IVリスク対策	-	新規記入	事後	様式変更による
令和2年9月30日	I-4-②	(別表第二における情報提供の根拠) :8、9、11、12、16、17、20、22、26、53、56の2、57、87、108、109、116、119の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :8、11、12、16、20、22、26、53、56の2、57、87、108、109、116、120の項)	事後	
令和2年9月30日	I-4-②	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第2号第3号ホ、第10条第1号イ・ニ第2号イ・ニ第3号イ・ホ、第12条第1号イ・ハ第2号イ・ロ第4号イ・ニ第5号イ・ハ第6号ハ・ロ第8号イ・ニ、第14条第1号ハ第2号ハ、第19条第1号ヘ・チ・ワ第2号ヘ・チ・ワ第3号ヘ・チ・ワ第4号ヘ・チ・ワ第5号ヘ・チ・ワ第6号ヘ・チ・ワ、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第1号第3号第7号第11号第12号、第31条第1号イ・ヘ第2号イ・ホ、第44条第1号ヘ・チ・ワ第2号ヘ・チ・ワ第3号ヘ・チ・ワ第4号ヘ・チ・ワ第5号ヘ・チ・ワ第6号ヘ・チ・ワ、第55条第1号イ・ホ第2号イ・ハ第4号第5号ハ第7号イ・ハ、第59の2条第1号イ・ニ、第2号イ・ニ代3号イ・ニ第4号イ・ニ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第2号第3号ホ、第10条第1号イ・ニ第2号イ・ニ第3号イ・ホ、第12条第1号イ・ハ第2号イ・ロ第4号イ・ニ第5号イ・ハ第6号ハ・ロ第8号イ・ニ、第14条第1号ハ第2号ハ、第19条第1号ヘ・チ・ワ第2号ヘ・チ・ワ第3号ヘ・チ・ワ第4号ヘ・チ・ワ第5号ヘ・チ・ワ第6号ヘ・チ・ワ、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第1号第3号第7号第11号第12号、第31条第1号イ・ヘ第2号イ・ホ第5号イ・ヘ、第44条第1号ヘ・チ・ワ第2号ヘ・チ・ワ第3号ヘ・チ・ワ第4号ヘ・チ・ワ第5号ヘ・チ・ワ第6号ヘ・チ・ワ、第55条第1号イ・ホ第2号イ・ハ第4号第5号ハ第7号イ・ハ、第59の2条第1号イ・ニ、第2号イ・ニ代3号イ・ニ第4号イ・ニ	事後	
令和2年9月30日	I-8	雲仙市役所 健康福祉部 福祉課 高齢障害班	雲仙市役所 健康福祉部 福祉課 障害班	事後	
令和3年11月27日	I-4-②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和3年11月27日	I-4-②	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第2号第3号ホ、第10条第1号イ・ニ第2号イ・ニ第3号イ・ホ、第12条第1号イ・ハ第2号イ・ロ第4号イ・ニ第5号イ・ハ第6号ハ・ロ第8号イ・ニ、第14条第1号ハ第2号ハ、第19条第1号ヘ・チ・ワ第2号ヘ・チ・ワ第3号ヘ・チ・ワ第4号ヘ・チ・ワ第5号ヘ・チ・ワ第6号ヘ・チ・ワ、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第1号第3号第7号第11号第12号、第31条第1号イ・ヘ第2号イ・ホ第5号イ・ヘ、第44条第1号ヘ・チ・ワ第2号ヘ・チ・ワ第3号ヘ・チ・ワ第4号ヘ・チ・ワ第5号ヘ・チ・ワ第6号ヘ・チ・ワ、第55条第1号イ・ホ第2号イ・ハ第4号第5号ハ第7号イ・ハ、第59の2条第1号イ・ニ、第2号イ・ニ代3号イ・ニ第4号イ・ニ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第3号ホ、第10条第2号イ・ロ第3号イ・ホ第4号イ・ニ、第12条第1号イ・ニ第2号イ・ハ第4号イ・ニ第5号イ・ニ第6号ハ・ニ第8号イ・ニ、第14条第1号ニ第2号ニ、第19条第1号イ第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ第6号イ、第27条第1号ロ第2号ロ、第31条第1号イ・ヘ第2号イ・ホ第5号イ・ヘ、第44条第1号ヘ・チ第2号ヘ・チ第3号ヘ・チ第4号ヘ・チ第5号ヘ・チ第6号ヘ・チ、第55条第1号イ・ホ第2号イ・ハ第3号イ・ニ第59の2の2条第1号イ・ニ第2号イ・ニ第3号イ・ニ第4号イ・ニ第5号イ・ニ第6号イ・ニ第7号イ・ニ第8号イ・ニ第9号イ・ニ第10号イ・ニ第11号イ・ニ第12号イ・ニ	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-4-②	<p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第3号ホ、第10条第2号イ・ロ第3号イ・ホ第4号イ・ニ、第12条第1号イ・ニ第2号イ・ハ第4号イ・ニ第5号イ・ニ第6号ハ・ニ第8号イ・ニ、第14条第1号ニ第2号ニ、第19条第1号チ第2号チ第3号チ第4号チ第5号チ第6号チ、第27条第1号ロ第2号ロ、第31条第1号イ・ヘ第2号イ・ホ第5号イ・ヘ、第44条第1号ヘ・チ第2号ヘ・チ第3号ヘ・チ第4号ヘ・チ第5号ヘ・チ第6号ヘ・チ、第55条第1号イ・ホ第2号イ・ハ第5号ハ第8号ハ第9号ニ、第59の2の2条第1号イ・ニ第2号イ・ニ第3号イ・ニ第4号イ・ニ第5号イ・ニ第6号イ・ニ第7号イ・ニ第8号イ・ニ第9号イ・ニ第10号イ・ニ第11号イ・ニ第12号イ・ニ</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :10、11、12、16、20、53、61、62、67、68、85、108、109、110の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第9条、第10条、第10の2条、第12条、第14条、第27条、第32条、第33条、第38条、第38の2条、第43の3の2条、第55条、第55の2条、第55の3条</p>	<p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7条第3号ホ、第10条第2号イ・ロ第3号イ・ホ第4号イ・ニ、第12条第1号イ・ニ第2号イ・ハ第4号イ・ニ第5号イ・ニ第6号ハ・ニ第8号イ・ニ、第14条第1号ニ第2号ニ、第19条第1号チ第2号チ第3号チ第4号チ第5号チ第6号チ、第27条第1号ロ第2号ロ、第30条第1号ヲト第2号ヲト、第31条第1号イ・ヘ第2号イ・ホ第5号イ・ヘ、第44条第1号ヘ・チ第2号ヘ・チ第3号ヘ・チ第4号ヘ・チ第5号ヘ・チ第6号ヘ・チ、第55条第1号イ・ホ第2号イ・ハ第5号ハ第8号ハ第9号ニ、第59の2の2条第1号イ・ニ第2号イ・ニ第3号イ・ニ第4号イ・ニ第5号イ・ニ第6号イ・ニ第7号イ・ニ第8号イ・ニ第9号イ・ニ第10号イ・ニ第11号イ・ニ第12号イ・ニ</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :10、11、12、16、20、53、61、62、67、68、85、108、109、110の項 (別表第二省令における情報照会の根拠) :第9条、第10条、第10の2条、第12条、第14条、第27条、第32条、第33条、第38条、第38の2条、第43の3の2条、第55条、第55の2条、第55の3条</p>	事前	